

平成27年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年5月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄  
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司  
委員 1番 竹内 明子 3番 多内 茂  
4番 横山 和男 5番 岡本 達眞  
6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎  
8番 東口 守夫 10番 岩城 正一  
11番 橋本金次郎 12番 木下祐一郎  
13番 山崎 儀章 15番 古井 淳二  
16番 田中 正則 17番 鎌谷 一也  
18番 谷口與理幸 19番 木原君太郎  
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子  
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 2番 岡田 孝明 14番 岩見 正明

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司  
第2 報告事項 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用届について  
農地法施行規則該当転用届について  
農地法第3条の3第1項の届出書について  
農地法第18条第6項の規定による通知書について  
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第5 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について  
第6 議案第4号 非農地証明について  
第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について  
第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
第10 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、2名です。</p> <p>出席者数22名です。定足数に達していますので、平成27年度第2回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、24番田中喜一郎委員、25番田中洋司委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>無いようでしたら事務局でお願いします。</p>
事務局	<p>報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法施行規則該当転用届について。</p> <p>今月は1件です。200㎡未満の農作業場等です。問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は2件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告4 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は8件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして質問意見はありますか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>議案第1号受付番号3-1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号3-1について説明します。</p>

土地の所在 隼郡家地内 1 筆 台帳地目 田、現況地目 田、面積 1,513 ㎡。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、売買されるということで、今回の話がまとまったものです。

なお、譲り受けた農地は、自身が組合員となっている農業生産法人八頭船岡農場へ貸し出すとのことです。

譲受人は所有農地 9,880 ㎡の内、7,109 ㎡を、八頭船岡農場へ貸し出しており、経営面積は 2,771 ㎡となっています。自作地については、すべてを耕作しておりますし、今回譲り受ける農地も八頭船岡農場により耕作されます。地域の下限面積は 50 アールですが、譲り受ける農地をその農業生産法人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということは農業会議に確認しております。

申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められますので、問題ないと考えます。

農地法第 3 条第 2 項第 2 号（農業生産法人要件）同第 3 号（信託の引受けの禁止）及び同第 6 号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、8 番東口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

東口委員 5 月 2 日に確認しました。譲渡人は高齢になり、耕作していくことが難しくなったため、農地を譲りたいと考えられており、今回の話がまとまったものです。譲受人は効率よく耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号 4-2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 4-2 について説明します。

土地の所在 米岡地内 1 筆、台帳地目 田、現況地目 田、面積 3,073

m<sup>2</sup>。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人譲渡人は親子であり、親から子へ贈与されるといふことで、今回の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具の保有、農作業従事者数は確保してあります。また、通作についても問題ありません。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地台帳で確認した結果、94アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、飼料米を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、22番澤田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

澤田委員 5月2日に確認をしました。父から子への生前贈与になります。譲受人は飼料米を中心に作付けされ、耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして、受付番号5-3について事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号5-3について説明します。

土地の所在地 柿原地内6筆 台帳地目 畑、現況地目 畑、面積合計 797 m<sup>2</sup>。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、売買されるということで、今回の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具の保有、農作業従事者数は確保してあります。また、通作についても問題ありません。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地台帳で確認した結果、91アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、柿を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

また、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、20番有岡委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

有岡委員 5月6日に譲受人に面会しました。当該農地は以前から譲受人が耕作を手伝っておられ、今回、正式に所有権移転売買の申請をされたものです。今後も引き続き耕作されますので問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして、日程第4 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。議案第2号受付番号4-1について事務局より説明をお願いします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件  
農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。

受付番号4-1について説明します。

土地の所在 大門地内、台帳地目 田、現況地目 田、面積 1,354 m<sup>2</sup>の内 407.44 m<sup>2</sup>。工事車両進入路と資材置場の一時転用です。

場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、大門集落東側国道29号沿いの農地になります。理由につきましては、携帯電話基地局設置のための工事用車両進入路と資材置場として利用することです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、生産力の高い農地、第1種農地に該当します。許可根拠は、一時的な利用に供するためのものであり、携帯基地局設置のために必要な土地と認められることです。また、農繁期終了後から平成27年12月末までの一時転用であることから耕作へ支障を及ぼすことはないと考えます。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、耕作者、八頭中央土地改良区の同意もあり該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところ、10月から着工予定ですが、資材の調達に時間を要するため、早めに申請されたようであり、許可後はすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、協議終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっておりますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は自然流下で農業用排水路に流れるので、周辺の農地に影響はないと思われます。また、集団の農地を分断することもないので該当しないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、7番宮本委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

宮本委員 5月2日に現地確認をしました。今年の稲作終了後に工事着工し、12月末までには工事を終了し復元するとのことですので、来年の耕作に影響はなく、問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして日程第5 議案第3号農地転用事業計画変更申請について審議を行います。  
受付番号1-1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地転用事業計画変更申請審議の件。  
農地法及び同法施行令の規定により、変更申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1を説明します。

土地の所在地 郡家地内 台帳地目 田 現況地目 田 3筆、台帳地目 畑 現況地目 畑 1筆 合計面積 3,453.3㎡。

建売住宅を目的とした転用です。

当初計画で予定していた工事完成期日、平成26年9月30日までに完成出来なかったため、完成期日の変更を行うものです。

場所は、議案書7～9ページに図面を付けていますが、さつきヶ丘集落と賀茂町集落との中間、県道河原・郡家線沿いの農地になります。

10ページの図面のとおり、12区画の造成は完了しており、6戸

は建築済み及び建築中、未着工の6戸のうち1戸は間もなく着工予定  
です。しかし、残り5戸については、設計協議に時間を要しているた  
め、工期を平成28年3月31日まで延長したいとのことです。

議長（会長） この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていま  
すので報告をお願いします。

横山委員 5月1日に譲受人へ確認をしました。予定日までに完成する見込み  
があるか確認したところ、そのように努力するとの回答がありまし  
た。問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ  
うか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで受付番号1-1について申請どおり決定い  
たします。

以上で議案第3号農地転用事業計画変更申請の審議を終わります。  
続きまして、日程第6 議案第4号 非農地証明について事務局よ  
り説明をお願いします。

事務局

議案第4号 非農地証明について

農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明  
を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。

受付番号2-1について説明します。

土地の所在地 見槻地内1筆、台帳地目 田、現況地目 田  
面積 2,255 m<sup>2</sup>。

場所は、議案書の12～14ページに図面を付けていますが、見槻集  
落内山裾の農地になります。

理由につきましては、平成5年月日不詳より耕作しておらず、現在  
は原野となっているとのことです。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放  
棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。農地  
行政上も特に支障が無いと考えます。

現地確認を、田中洋司委員、東口委員、谷口委員にお願いしました。



議長（会長）	この件につきましては、事前調査を25番田中洋司委員にお願いしていますので、報告をお願いします。
田中洋委員	5月7日に現地確認をしました。茅等が生茂っており農地への復旧は困難と考えます。平成5年以前は個人で当該農地へ行くための橋を架け、耕運機等で管理されていました。しかし橋も老朽化し機械の乗り入れができなくなってしまったため、管理できなくなり荒廃してしまっただけです。非農地で問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、日程第7議案第5号農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号農用地利用集積計画案の決定について 八頭町長から平成27年4月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は新規27件、更新16件 合計43件です。面積は、田121,887㎡ 畑1,516㎡ 合計123,403㎡です。受付番号144-41から146-43は農地中間管理事業により農地中間管理機構へ貸し出される農地です。 43件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長（会長）	受付番号104-1から108-5について審議を行います。 事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 104-1 から 108-5 について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 109-6、110-7 についてですが、本案件は、私に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により一時退席しますので、同規則第 4 条の規定により議長を田中喜一郎職務代理と交替します。
	（藪田会長退室）
田中喜職務代理	議長を交替します。 それでは、受付番号 109-6、110-7 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
田中喜職務代理	質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
田中喜職務代理	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
田中喜職務代理	異議なしということで、受付番号 109-6、110-7 について、申請どおり決定いたします。藪田会長は入室してください。
	（藪田会長入室）
議長（会長）	議長を交代します。 続きまして、受付番号 111-8 から 146-43 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 111-8 から 146-43 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 5 号農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農用地利用配分計画案について。</p> <p>八頭町長より平成 27 年 4 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 36-1 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 5 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地の内、福地地内の田 5,054 m<sup>2</sup>を配分するものです。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、案どおり承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 37-2, 38-3 について審議をしますが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(関係委員退席)</p>
事務局	整理番号 37-2, 38-3 について説明します。先ほどの議案第 5 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地の内、野町地内の田 4,004 m <sup>2</sup> を配分するものです。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、案どおり承認いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	<p>以上で日程第8議案第6号農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第9議案第7号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号耕作放棄地の農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について。</p> <p>委員の皆様に行っていただきました農用地利用状況調査、通称農地パトロールの結果を基に、山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地をあげています。</p> <p>これらの農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農業委員会の判断を求めるものです。</p> <p>議案書26～31ページをご覧ください。</p> <p>今回は、福地、野町地域を審議対象地としております。合計筆数は236筆 面積は102,408.3㎡です。</p> <p>今回の審議の結果、農地に該当しないと判断された場合には、その所有者に対して非農地通知を行い、農地台帳から削除する予定です。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、一覧表の土地については、農地では無いという判断といたします。

以上で日程第9 議案第7号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を終了いたします。

続きまして、日程第10 その他について事務局よりお願いします。

事務局

- 4月審議の転用案件について
- 議事録のホームページ公表について
- 活動の点検評価と活動計画について
- 全国農業委員会 会長大会について

次回 委員会は、6月11日（木）午後1時30分から船岡地区公民館 会議室で行います。以上です。

議長（会長） 何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

古井委員 農地法をよく理解したいので、説明に頻繁に出てくる根拠法令、条文を配布していただけないでしょうか。

事務局 次回の委員会で配布したいと思います。

議長（会長） その他、何かありますでしょうか。

横山委員 耕作放棄地についてですが、水田でしたら耕作放棄地が見てすぐに分かりやすいのですが、果樹でも耕作放棄地があり、見た目では分かりにくくなっています。耕作者が亡くなると、次の管理者が放置してしまい、近隣の耕作者が迷惑を被っているケースがあります。

このようなことに対して、啓発、周知していく方法は何かないものでしょうか。

事務局 広報での啓発を行いたいと思いますし、相談があれば個別に対応したいと考えます。

議長（会長） こういったケースは私の近くでもありました。父親が病気で倒れ、息子は会社勤めで耕作できず、2年間放置し荒廃したために切らざるをえなくなってしまうようです。もう耕作はしないとされていました。農地中間管理機構へ貸出しできればと感じました。

鎌谷委員 果樹も農地中間管理機構へ貸出しはできます。

事務局	貸出しは可能ですが、今のところ果樹での農地借受け希望者はないようです。
鎌谷委員	前回の農用地利用配分計画の借り手の件はどうなったのでしょうか。気になっています。 結果的に、集落の方々に迷惑がかかってはいけないので、法人化を進めた方が良くと思います。
事務局	そのことについては、先月の委員会後、農業委員会の意見として町へ回答しています。また、集落の世話役にも伝えております。
横山委員	収穫した物をどうするかを考えておられるのでしょうか。
田中洋委員	行政として指導していくべきです。
鎌谷委員	借受人が認定農業者になれば補填がありますが、ならなければありませんので、借受人になる意味がないように思います。よく考える必要があります。よく言っておいてください。
事務局	町担当課、関係機関等へ伝えます。
議長（会長）	その他、ご意見、ご質問はありますか。
委員一同	なし
議長（会長）	以上で第2回農業委員会を終了いたします。  終了（14時25分）